

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【空き家バンクへの登録の条件】

(1)福島市内にある空き家等。

(所有者は市外在住でも可能です。)

(2)所有者が申請します。(登記簿で確認いたします。)

※代理人が申請する場合は、委任状が必要となります。

(3)違法建築物は登録できません。また、市外にある物件も登録できません。

(4)空き家バンクへの登録は無料ですが、売買契約に不動産事業者へ宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規程に基づく額の手数料が必要となります。(所有者、利用者とも必要となります。)

(5)市は交渉、契約には関与いたしません。

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【登録の流れ①】

(1) 空き家バンクの登録を希望される所有者は、空き家バンク登録申込書及び下記添付書類を、不動産事業者または市開発建築指導課まで提出してください。なお、申込後、申込書のコピーをお受け取り下さい。

※申込の際に、登録申込書の誓約書(裏面)を必ず確認ください。

### 《添付書類》

- ①建物、土地の登記簿(発行から3ヶ月以内)
- ②位置図 (建物の所在が分かるもの。住宅地図でも可)
- ③委任状(所有者が申込等の手続きを第三者へ委任する場合)
- ④共有者委任状(建物、土地等が共有名義の場合)

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【登録の流れ①つづき】

### 《本人確認等》

- ①申込者が本人の場合、免許証等で本人確認をさせていただきます。  
代理人(委任状提出者)の場合、同じく免許証等で委任された方の本人確認をさせていただきます。
- ②委任状、共有者委任状は、氏名等については、自署・押印(認印)をして頂きます。

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【登録の流れ②】

### 《媒介事業者選定通知》

申込が受理された後、不動産団体が媒介事業者を選定します。選定後、申込者へ市より「媒介事業者選定通知書」を送付し、仲介する予定の不動産事業者をお知らせします。

※申込書に、希望する不動産事業者名を記入いただいた場合は、最優先で記入された不動産事業者を選定いたします。

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【登録の流れ③】

### 《不動産事業者による物件調査》

選定された不動産事業者が後日、物件の調査を行います。

その際、鍵の受け渡しや立ち合い等を依頼する場合があります。

### 《不動産事業者との媒介契約》

物件調査後、不動産事業者と仲介のための媒介契約を締結します。

(空き家物件の売買契約が成立した場合、不動産事業者へ宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規程に基づく額の手数料が必要となります。)

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【登録の流れ④】

### 《不動産事業者による空き家バンクへの登録》

不動産事業者が調査した物件の内容を、空き家バンクへ入力します。

市は入力された物件情報を確認し、空き家バンクで公開後に所有者へ「物件公開通知」を送付いたします。

### 《空き家バンクでの公開》

空き家バンクでの物件情報が公開されます。物件情報の修正及び登録の取り直しを行う場合は、それぞれ「登録変更届出書」もしくは「物件取消依頼書」を媒介契約を締結した不動産事業者を通して市へ提出していただきます。